

射水市に移住・定住する方を支援しています きららか射水移住支援事業補助金

射水市では、定住人口の増加及び市内で増加している空き家の有効活用を図るため、本市に自らが定住する目的で空き家を購入する人に対し、補助金を交付し支援しています。



補助金交付対象

補助金の交付を申請した日において、県内のいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない方又は県内に転入して6月を経過していない方で、以下のすべての要件を満たす方（申請日前1年以内に市内から転出したことがある者を除く。）

- ・ 県外からの移住者（申請時に県外に5年以上居住している方又は、県内に転入して6月を経過していない方の場合は、県内に転入する前に県外に5年以上居住していた方）
- ・ 射水市空き家情報バンクに登録されている空き家を購入した方
- ・ 射水市に住民登録を行い、今後5年以上定住する見込みのある方

補助金の額

射水市空き家情報バンクに登録されている住宅の購入に要した費用の2分の1以内
(30万円限度)

射水市空き家情報バンク(市ホームページ <http://www.city.imizu.toyama.jp>)

申請に必要なもの

- 1 売買契約書の写し
- 2 住宅取得計画書
- 3 誓約書
- 4 その他市長が必要と認める書類
1、2、3については、市ホームページ(<http://www.city.imizu.toyama.jp>)からダウンロードできます。

補助金の返還

補助金の交付を受け5年以内に転居又は転出もしくは、住宅を転売又は譲渡し、もしくは取り壊しを行ったときは、補助金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

(問合せ先)

射水市企画管理部未来創造課

0766-51-6614 Fax0766-51-6668

E-mail mirai@city.imizu.lg.jp